

○島本町情報公開条例施行規則

昭和59年3月31日
規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、島本町情報公開条例（昭和58年条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義等)

第2条 条例第3条第1号に規定する「情報」の公開の始期は、島本町文書取扱規程（平成26年島本町訓令第6号。以下「規程」という。）第6条に規定する文書取扱責任者が、情報を規程に基づき文書処理簿に当該情報に係る必要事項を記入した日以後とする。ただし、職員が組織的に用いるものとして、内部検討に付された場合又は職務上取得した場合は、その時点以後とする。また、同号に規定する「保存期間内」とは、実施機関において組織的に用いるものとして保有している期間をいう。

2 条例第3条第2号に規定する「その他の団体」とは、住民で組織する団体をいう。また、「その他町の行政に利害関係を有するもの」とは、他市町村に居住するもので、町の行政を執行するうえにおいて関係する個人若しくは団体及び町税に関する納税義務者をいう。

3 条例第5条第1項第3号に規定する「著しい不利益を与えることが明らかな情報」とは、公開することにより、当該法人又は事業を営む個人の取り引き、事業活動、信用等に重大な損害を与えるおそれのあることが明らかに認められるものをいう。また、同号ただし書の規定する「著しい影響をおよぼすことが明らかな情報」とは、住民生活の保護等、公益が優先する必要があることが明らかに認められるものをいう。

4 条例第5条第1項第4号に規定する「著しい支障を生じることが明らかな情報」とは、事務又は事業の性質上、公開することにより、当該事務又は事業の目的を失わせ若しくは円滑な実施が著しく困難にするものをいう。

5 条例第5条第1項第5号に規定する「著しい支障を生じることが明らかな情報」とは、審議等の過程で、公開することにより住民に誤解を与えるおそれのあるもの又は公開することにより、円滑な審議等を困難にするものをいう。

6 条例第5条第1項第6号に規定する「公共的団体」とは、法令等により設置された公社及び公団をいう。また、同号に規定する「著しい支障を生じることが明らかな情報」とは、国等の発意又は町長と国等の協議に基づき、町長が作成し、又は取得した情報で公開することにより、国等との協力関係が害されることが明らかなものをいう。

7 条例第5条第1項第7号に規定する「公開しないことが必要と認められる情報」とは、公開しないことによつて人の生命、身体、財産の保護等、当該目的が有効かつ能率的に行えるものをいう。

8 条例第5条第3項に規定する「一定の期間」とは、事務の執行上その目的が達成されるまでの期間をいう。

(情報分類基準)

第3条 情報の公開、非公開に関する基準は別に定める島本町情報分類基準によるも

のとする。

(閲覧等の手続等)

第4条 条例第6条第1項の規定による閲覧等の請求は、情報公開請求書(様式第1号)により行うものとする。

2 前項による請求は、電話によることなく請求者本人が行うものとする。

3 条例第6条第3項の規定により補正を求めるときは、補正通知書(様式第2号)により行うものとする。

(閲覧等に対する決定通知等)

第5条 条例第7条第3項の規定による決定期間の延長の通知は、決定期間延長通知書(様式第3号)により行う。

2 条例第7条第3項及び第4項の規定による諾否の決定の通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式により行うものとする。

(1) 請求のあった情報を公開する場合 公開決定通知書(様式第4号)

(2) 請求のあった情報の一部を公開する場合 一部公開決定通知書(様式第5号)

(3) 請求のあった情報を公開しない場合 非公開決定通知書(様式第6号)

(4) 請求のあった情報を保有していない場合 情報不存在による非公開決定通知書(様式第7号)

3 条例第6条の2の規定により公開請求を拒否する場合は、情報存否応答拒否決定通知書(様式第8号)により通知する。

4 条例第7条第4項の規定により期日をあらかじめ明示することができるときは、実施機関は当該期日以後の請求者からの改めての請求に基づき公開の決定をするものとする。

5 前項の規定による期日の明示の有無にかかわらず、当該請求があった日から起算して3か月以内に公開することができない理由がなくなったときは、実施機関は速やかに公開の決定をするものとする。この場合において、当該情報の請求者は、改めての請求を要しないものとする。

(公開決定等の特例)

第5条の2 条例第7条の2の規定による通知は、情報公開決定等期間特例延長通知書(様式第9号)により行う。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第5条の3 条例第7条の3第1項の規定により表示する事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 閲覧等の請求があった日

(2) 閲覧等の請求に係る情報に記録されている当該第三者に関する情報の内容

(3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第7条の3第1項の規定により第三者(同項に規定する第三者をいう。)に意見書を提出する機会を与える場合は、意見照会書(様式第10号)により行うものとする。

3 条例第7条の3第2項の規定により表示する事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 閲覧等の請求があった日

(2) 条例第7条の3第2項の規定を適用する理由

(3) 閲覧等の請求に係る情報に記録されている当該第三者に関する情報の内容

(4) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

4 条例第7条の3第2項に規定する書面は、意見照会書(様式第11号)とする。

5 第2項及び前項の意見書には、情報公開決定等に係る意見書（様式第12号）を添付するものとする。

6 条例第7条の3第3項に規定する書面は、情報公開決定に係る通知書（様式第13号）とする。

（閲覧の方法）

第6条 情報を閲覧する者は、当該情報を丁寧に取り扱い、汚損し、又は破損してはならない。

2 情報を閲覧する者が、条例第8条第3項及び前項の規定に違反した場合、町長は、情報の閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

（写しの交付等）

第7条 情報の写しの交付の請求に係る当該情報の写しの作成は、町長が別に定める方法により行うものとする。ただし、交付部数は、請求者1人につき1部とする。

（情報目録の様式等）

第8条 条例第9条に規定する情報目録の作成は、規程に定める様式第7号（文書処理簿）及び様式第8号（文書処理集合票）並びに10年・永年保存情報目録（様式第14号）により行うものとする。

2 前項に規定するもののほか、情報目録の作成に関し必要な事項は、町長が別に定める。

（写しの交付に要する費用）

第9条 条例第10条に規定する情報の写しの交付に要する費用は、別に定める。

（公開窓口）

第10条 情報目録の管理及び閲覧等の手続は、総合政策部において行うものとする。

（審査請求等）

第11条 条例第11条第1項に規定する審査請求は、情報閲覧等審査請求書（様式第15号）により行うものとする。

2 条例第11条の2第1項に規定する諮問は、諮問書（様式第16号）により行うものとする。

3 条例第11条の2第4項に規定する通知は、情報閲覧等審査請求裁決書（様式第17号）により行うものとする。

（運用状況の公表）

第12条 条例第14条の規定による公表は、毎年10月に町広報紙等により行うものとする。

（委任）

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年9月9日規則第8号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和60年9月1日から適用する。

附 則（昭和61年9月30日規則第8号）抄

（施行期日）

1 この規則は、昭和61年10月1日から施行する。

附 則（平成3年11月9日規則第7号）抄

1 この規則は、平成3年11月11日から施行する。

附 則（平成6年3月31日規則第2号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成6年9月30日規則第8号）

この規則は、平成6年10月1日から施行する。

附 則（平成8年3月12日規則第1号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成8年5月31日規則第10号）

この規則は、平成8年6月10日から施行する。

附 則（平成15年12月29日規則第14号）

（施行期日）

1 この規則は、平成16年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行日前に、この規則による改正前の島本町情報公開条例施行規則の規定によりなされた請求その他の手続に係る処置については、なお従前の例による。

附 則（平成17年5月19日規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規則第8号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月28日規則第13号）

（施行期日）

1 この規則は、平成25年3月29日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に決裁処理過程にある通知の処理については、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月31日規則第6号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日規則第23号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に決裁処理過程にある通知の処理については、なお従前の例による。

附 則（平成26年12月18日規則第34号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に決裁処理過程にある意見書の処理については、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月31日規則第7号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 行政庁の処分又は不作為についての不服申立てであって、この規則の施行前にさ

れた行政庁の処分又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行の際、第1条の規定による改正前の島本町情報公開条例施行規則、第2条の規定による改正前の島本町個人情報保護条例施行規則、第3条の規定による改正前の島本町税条例施行規則、第5条の規定による改正前の島本町ふれあいセンター条例施行規則、第6条の規定による改正前の島本町児童福祉法施行細則、第7条の規定による改正前の島本町ひとり親家庭等児童福祉金支給条例施行規則、第8条の規定による改正前の島本町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則、第9条の規定による改正前の島本町やむを得ない事由による障害福祉サービス等の措置に関する規則、第10条の規定による改正前の島本町難病者福祉金支給条例施行規則、第11条の規定による改正前の島本町介護保険条例施行規則、第12条の規定による改正前の島本町あき地等の清潔保持に関する条例施行規則、第13条の規定による改正前の島本町森林等の保全及び活用に関する条例施行規則、第14条の規定による改正前の島本町生活環境美化に関する条例施行規則、第15条の規定による改正前の島本町企業立地促進条例施行規則、第16条の規定による改正前の島本町液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行細則、第17条の規定による改正前の島本町高压ガス保安法施行細則及び第18条の規定による改正前の島本町火薬類取締法施行細則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成30年3月30日規則第8号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月3日規則第4号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日規則第21号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月11日規則第26号）

この規則は、公布の日から施行する。